

障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------------|---|
| 機関名 | 光市水道局 |
| 任命権者 | 光市水道事業管理者 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間） |
| 光市水道局における障害者雇用に関する課題 | 光市水道局においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。障害者が在籍したこともないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | 障害者雇用の推進に関する理解を促進するため、研修やセミナーを毎年1名以上受講させる。 |
| ② 定着に関する目標 | なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定 |
| 取組内容 | |
| 1．障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として業務課長を選任する。 ○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のため、「あいサポーター研修」や労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の研修を広く受講させる。 ○障害者を採用した場合、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 |
| 2．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○採用した障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○障害者を採用した場合、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| 4．その他 | ○担当部署と連携し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |